

# 留学業約款

## 第1条（約款）

留学サポートを受けるご本人（以下「申込者」といいます）は、当約款に同意のうえ、HIFOLKS（以下「当社」と言います）に本契約を申込むものとし、本契約が次条に従って成立した場合には、当約款の条項が適用されるものとします。また、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

## 第2条（本契約のお申込みと契約成立）

1. 本契約は当社が申込者からの申込みを承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

当社は本契約成立後、諸手続きを開始いたします。

2. 申込者は、当社所定の申込書、又はオンライン申込書に規定の事項をご記入のうえ、当社へご持参、FAX、郵送あるいはオンライン送信をお願いいたします。

空室確認が完了し、請求書発行後、5営業日以内に留学費用を当社へお支払い下さい。

ただし、留学開始日までの期間が長い場合は、先に申込金15,000円（学校の入学金相当額）のみを5営業日以内に当社へ支払い、後日残りの留学費用をお支払いすることも可能です。（日程は要相談）お支払いを複数回に分けた場合の振込手数料は申込者負担となります。

申込金は留学プログラム費用、契約解除料、申込内容変更料又は違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

## 第3条（拒否事由）

当社は、申込者において下記事由に該当する項目があった場合、申し込みをお断りすることがあります。

1. 当社があらかじめ明示した年齢、性別、資格、技能その他参加条件を満たしていない場合。

2. 申込者が未成年である場合に、親権者（保護者）の同意を得られない場合。

3. 障害、既往症、重大な疾病、心身喪失、不安定な精神状態（うつ病、引きこもり、自傷行為、拒食症、過食症及びこれに準じる症状を含む）など心身の状態が、お申し込み内容にそぐわないと当社が判断した場合。

4. 健康診断書または医師の承諾書の提出を要請したにも関わらず、ご提出いただけない場合。または、同伴者（費用は申し込み者負担）の同行が必要と判断された場合で、申込者の同意を得られない場合。

5. 各種学校及び宿泊施設の受け入れ状況により手配が困難だと乙が判断した場合。

6. その他、当社が不適切と判断した場合。

## 第4条（申込み条件）

本契約は、18歳以上の方が対象となります。

18歳未満の方は保護者の同行もしくは保護者の渡航同意書への署名などを条件とする場合があります。

## 第5条（当社が申込者に提供する留学サポート）

1. 当社が提供する留学サポートは、申込者が希望する研修機関に対する入学申込み手続きの代行、出発に当たっての情報提供をおこなうものです。したがって、研修機関の研修内容は各研修機関が独自に企画・運営し提供するものであり、当社が自ら研修に関するサービスの提供及び保証するものではありません。

2. 申込み希望者は、自己の責任のもとで渡航することを前提として本契約を申込むものとし、渡航先でのトラブルや事故に対して当社は一切の責任を負いません。

3. 当社が提供する留学サポートは、いわゆる旅行業にいう「募集型企画手配旅行」（主催旅行）とは異なります。

「旅程管理」、「特別補償」及び「旅程保証」はいたしません。

## 第6条（当社の責任）

当社の責任は第5条に定める留学サポートに関するものに限定されます。

当社は各手配の履行にあたり、当社の故意又は過失により申込者に損害を与えた場合はその損害の相当額を賠償する。ただし、損害発生から1年以内に当社に対してその通知があり、その障害が当社の責任であることが認められる場合に限る。また、当社及び各営業所の手続きのミスによる金銭的損失があった場合、申込者に相当額の返金を保証するものとする。

## 第7条（留学プログラム費用のお支払い）

費用の支払いについて、申込者は当社に指定された期日までに指定口座へ必要金額を入金するものとします。

指定期日までに入金を確認出来ない場合、留学手続きの停止、及び申込者の希望する期日までに留学手続きが完了しないことがあります。

（1）申し込み時点では、申し込み費用や手付金等の支払い義務は一切生じません。各種教育機関や留学プログラムに関しては、申し込み後、申込者が請求書を受け取った日より5営業日以内に支払い完了義務が発生します。（ご出発日が迫っている際には5営業日以下の場合もあり）

但し、申込金などの事前にお支払いいただいた金額がある場合は、その額を差し引きます。

（2）乙から授業料や宿泊施設への滞在費等を送金する際には、その都度送金先（国）やレートに関わらず、一律最低額として送金手数料3,300円をご請求するものとします。送金先（国）やレートの変動により送金手数料の最低額を超える場合には、具体的な送金手数料を必ずお振込前に当社は申込者に事前にお伝えします。

## 第8条（留学プログラム費用に含まれるもの）

各留学プログラムに明示してあるもの。但し、研修機関の都合により、入学金、授業料、宿泊費、その他諸費用の料金及び条件は、予告無しに変更される場合があります。その場合には、当社または研修機関より、変更後の料金・条件をお知らせし、お支払い済みの料金との差額、または変更後の料金を請求させていただきます。

## 第9条（留学プログラム費用に含まれないもの）

前条に記載したもの以外はプログラム費用に含まれません。その一部を例示します。

（1）入国、出国の際の航空券、及び日本国内における自宅から空港までの交通費。

（2）渡航手続諸費用（パスポート申請代金、ビザ申請代金）とその手配。

（3）渡航先での生活費。（水道光熱費、教材費、外国人登録費用等）

（4）飲食費等個人的性質の諸費用およびこれに係わる税・サービス料金

（5）傷害・疾病に関する医療費

## 第10条（留学プログラムの開始日）

留学プログラムの開始日は、申込み頂いた研修機関又は研修機関宿舎へのご到着日となります。

## 第11条（本契約の解除）

申込者は、本契約の解除を当社に通知するとともに以下の料金をお支払いいただくことにより、本契約を解除することができます。

なお、申込者による解除通知の到着又は料金の支払いの日が当社休業日にあたる場合は、翌営業日が解除通知の到着した日、又は料金支払日となり、17:00以降に当社に解除通知が到達し、又は料金が支払われた場合も翌営業日の到着又は支払いとみなします。

（1）留学プログラム開始前契約解除日及び料金

a.申込日より留学プログラム開始日の30日前まで：15,000円 + 振込に掛かる全手数料

b.留学プログラム開始日の29日前から前日まで：15,000円 + 各研修期間の定めに応じたキャンセル料+返金事務に掛かる全手数料

c.留学プログラム開始日以降：上記（b）と同様

申込み研修機関の規定に従い、申込みの取り消しに伴う費用が別途発生する場合はこれを申込者の負担とし、申込者は相当する費用を当社に支払うものとします。

もし研修機関から返金がある場合には、返金されたことが当社によって確認された後、当日レートにて換算し、日本円で返金をいたします。

又、研修機関に送金をする場合には、送金時の当社為替レートにて研修機関指定の通貨に換算し、送金をいたします。返金及び送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。

（2）留学プログラム開始後留学プログラム開始日以降、留学プログラム期間の短縮や取消しについて、原則として一切返金いたしません。しかし特別な事情により、研修機関からの返金が得られた場合には、研修機関からの返金が当社によって確認された後、当日レートにて換算し、日本円で返金いたします。返金及び送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。

## 第12条（申込み内容の変更）

申込者は、以下の料金をお支払いいただくことにより、いつでも申込み内容の変更を申請することができます。但し、研修機関の都合により、申請された申込み内容の変更ができない場合がございますので、予めご了承下さい。又、追加費用が発生する場合は申込者の負担となります。なお、申込者による変更通知の到着又は料金の支払いの日が当社休業日にあたる場合は、翌営業日が変更通知の到達した日、又は料金支払日となり、17:00以降に当社に変更通知が到達し、又は料金が支払われた場合も翌営業日の到達又は支払いとみなします。

※申込者が研修機関 자체の変更を希望する場合は、先に申込みいただいた契約を解除していただき、変更を希望する研修機関に新たに申込みをしていただくことになります。

（1）留学プログラム開始前申込内容変更申請日（変更通知及び変更料金の到着日）及び料金

a.乙が申し込みの提出を確認した日から出発予定日の30日前までのお手続きで1回目の変更の場合：無料

b.乙が申し込みの提出を確認した日から出発予定日の30日前までのお手続きで2回目の変更の場合：5,000円

c.出発予定日の30日以後の場合：10,000円

就学期間の延長時には上記変更手数料は掛からず、各教育機関、受け入れ先が提示する追加費用のみを申し受けます。

（2）留学プログラム開始後留学プログラム開始日以降の申込み内容の変更や延長は、当社にご連絡下さい。当社もしくは研修機関が対応致します。追加費用が発生する場合は申込者の負担となります。研修機関から返金がある場合には、返金が当社によって確認された後、当日レートにて換算し、日本円で返金をいたします。又、研修機関に送金をする場合には、送金時の当社為替レートにて研修機関指定の通貨に換算し、送金をいたします。返金及び送金に伴う送金手数料は一律最低額として送金手数料3,300円をご請求するものとし、最低額を超える場合には申込者の負担とします。

## 第13条（当社からの解約）

1. 以下に定める事由が申込者にあるとき、当社は催告した後、本契約を解約できるものとします。

（1）申込者が、指定期日までに当社が指定した必要書類を提出しないとき。

（2）申込者が、指定期日までに留学プログラム費用の支払いをしないとき。

（3）申込者の所在が不明、もしくは1ヶ月以上にわたり連絡不能のとき。

（4）申込者が当社に届けた申込者に関する情報の内容に、虚偽又は重大な遗漏が発覚したとき。

（5）その他、当社がやむを得ない事由を認めたとき。

2. 前項に基づき、当社が本契約を解約する場合、留学プログラム費用、変更手数料など、既に申込者が当社に支払った費用については一切返金いたしません。また、解約により発生した、研修機関に対する取消料などの費用および損失は、申込者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。

## 第14条（免責事項）

1. 当社は、以下のようない場合には責任を負いません。

（1）天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生じる日程の変更もしくは中止。

（2）運送、宿泊機関等のサービス提供の中止や遅延、不通、スケジュール変更・経由変更又はこれらのために生じる日程の変更もしくは中止。

（3）官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる日程の変更もしくは中止。

（4）自由行動中の事故、食中毒、盗難。

（5）何かしらの理由で各種プログラムを途中でキャンセルされた場合における損失額。

（6）宿泊施設や各学校での備品などの破損等。

（7）申込者が本約款をよく理解していないことに起因して何らかの事件や事故で損害が発生した場合。

（8）各教育機関側の諸事情でコース内容の変更・中止によって損害が生じた場合。

（9）当社の責によらない事由でパスポートおよびビザなどの取得に時間がかかり、希望出発日に間に合わない場合。

（10）申込者がパスポートおよび航空券、ビザ等の不備、もしくは、何らかの事由により渡航先国に入国拒否をされたとき。

（11）ホームページ、パンフレット、及び各種資料に掲載されている内容の変更、記載内容の間違いや誤認、法律の改正、その他の原因により損害が生じた場合。

（12）申込者は、自己責任において行動するものであり、渡航後の法令・公序良俗・研修機関等の各種規則などに違反した際の責任や損害賠償責任は本人に帰属し、当社はその責任を負いません。また、留学先で観光ツアーなどに参加される場合は、申込者の自己責任とし、交通事故や災害・事故による損害に対して当社は一切の責任を負いかねます。保険の加入が必要であれば本人の責任において加入手続きを行うものとします。

2. 各種媒体の情報利用に関しては、作成時当時の情報であり必ずしも最新の情報とは限らないため、申込者は学校の情報に関して情報元のホームページや資料の確認義務を要します。

3. 申込手続きは全て最終自己責任及び自己による確認により判断・理解に基づいた手続き及び行動であり、申込時より変更が生じた場合においても当社の免責事項とします。

## 第15条（損害負担）

申込者が、当社の責任によらない事由により何らかの損害を被る場合、当社はその責任を負いません。

## 第16条（研修機関の研修内容及び施設などの情報について）

当社は、研修機関から寄せられる最新資料を基に情報の提供をいたしますが、情報の正確性及び研修機関の事情による変更等における責任は負わないものとします。

## 第17条（申込者に係る情報の利用）

当社は、留学希望者に係る氏名、年齢、生年月日、電話番号、住所若しくは居所、メールアドレス等の情報を、留学相談や留学サポートの提供、契約の申込み、教育機関との契約締結、その他の約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用する事ができる。また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、申込者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含むものとする。なお、当社が取得した個人情報の利用目的や取扱の詳細は当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

## 第18条（契約の有効期限）

当契約の有効期間は甲の申し込みより、予定していた留学プログラムを完了、及び現地滞在を終え帰国するまでとする。

## 第19条（ご注意事項）

申込者は、以下の事項を了承するものとします。

（1）研修機関・渡航先等の都合により、一度決定された滞在先が、現地到着前もしくは到着後に変更になる場合があること

（2）土曜日、日曜日、各国の祝祭日、研修機関の定める休校日には、休校及び施設の一部もしくは全部が閉鎖あるいは一部利用が制限される場合があること。

（3）渡航先国、研修機関等によって、急遽、祝日及び休日が制定される場合があること。

（4）申込者は、次の各号を遵守して頂くこととなります。

①法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。

②研修機関、宿泊施設等の各種規則に従って行動すること。

③当社、研修機関、宿泊施設、ホームステイ先等、または、渡航先の人々に対して公序良俗に違反することがないように行動すること。

## 第20条（信義則）

契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、各自誠意をもって協議し、これを解決する。裁判外の（特にWEBサイトやソーシャルネットワーキングサービス等のオンラインを通じた媒体による）一方的主張をいすれかが掲載し、相手方が損害を受けた場合、当該主張を掲載した側は損害賠償の責を免れない。また、留学サポート業務に関する苦情について、当事者間で解決ができない場合は、留学協会にその解決について助力を求めるための申し出を行うことができるものとする。

## 第21条（合意管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 第22条（準拠法）

当約款は、日本の法律に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

## 第23条（本規約の変更）

本規約は、事情により予告なしに変更されることがあります。本規約の内容は、2019年10月1日以降に申し込まれる全ての契約に適用されます。

# 留学をお申し込みいただく前に

※お申し込みにあたっては、はじめに当社が定める約款、注意事項をご確認頂き、ご同意・ご了承頂きますようお願い致します。

## キャンセルについて

お申し込み後（ご入金後）のキャンセルはいつでも可能です。ただし、キャンセルした場合、申込金の15,000円は返金されません。キャンセルのタイミングによっては、当社への15,000円に加えて各語学学校の規定に応じたキャンセル料が別途掛かりますことをご了承下さい。

キャンセルが無ければ申込金の15,000円は学費の一部としてカウントされますので、それを差し引いた残りの学費のみをお支払い頂く形になります。

キャンセル時のご返金に際しては、お支払い頂いた金額から当社が定めるキャンセル料、教育機関や受け入れ先の取消費用、返金事務の送金手数料3,300円（この金額を上回る場合にはその差額分も含む）を差し引いて行われます。

## 免責事項について

下記免責事項についても再度ご確認ください。

天災（地震や台風など）や戦乱（テロなど）による日程の変更や教育機関の休校。

運送、宿泊機関等のサービス中止や遅延などによる日程変更や中止。

官公署による命令などによる日程変更や中止。

自由行動中の事故、食中毒、盗難。

渡航者の事情で留学プログラムを途中でキャンセルした場合の損失。

宿泊施設、各種教育機関での備品破損等。

留学手配を円滑に進めるための指示に従わなかった場合の損失。

約款を理解していなかった事による事件や事故の損害。

教育機関側の事情でコースの変更、中止になった場合。

弊社の責によらない事由でパスポートやビザなどの取得に時間が掛かり、希望日に間に合わない場合。

弊社の責によらない事由でビザが発行されなかった場合や入国拒否された場合。

ウェブサイト、パンフレットなど各種資料に掲載されている内容の変更、間違い、誤認等での損害。

## その他

留学の申込にあたって下記のような状況でない事をご確認ください。

未成年で親権者の同意を得られていない。会社への退職連絡が行われていなかったり、了承を得られていない。家族や親族からの了承や理解を得られていない。

※お手続きの最中のトラブル、キャンセルを防ぐための確認です。

希望する教育機関やコースへの入学ができない場合があることについてもご確認ください。

学校が指定する入学規程の英語力を証明できない場合。語学学校等が運営するコースで規程の英語力があり、その基準を満たしていない場合。

お申し込み頂いた時点で、上記についてご同意頂いたものとさせていただきますのでご了承願います。もしご不明な点やわかりにくい部分がございましたら、お申し込み前にお気軽にカウンセラーにご相談下さい。